

日医発第 669 号（医経）

令和 5 年 7 月 5 日

山口県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 宮川 政昭
（公印省略）

令和 5 年 6 月 29 日からの大雨による被害にかかる
災害復旧資金について

災害の被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

令和 5 年 6 月 29 日からの大雨による被害については、災害救助法の適用により、独立行政法人福祉医療機構による災害復旧資金を利用できます。

つきましては、災害救助法の適用対象地域（適用対象地域は更新される場合があります）に所在されている被災医療関係施設の貴会関係会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

福祉医療機構では別添の通り災害復旧資金等の相談窓口が設置されております。また、最寄りの福祉医療機構代理貸付取扱金融機関でもご相談いただけます。

なお、福祉医療機構のホームページ

（ https://www.wam.go.jp/hp/home-topics_list-recovery-tabid-1144/ ）におきまして、詳細な融資条件等が掲載されていますのでご参照ください。

WAM > 『災害復旧資金』のお取扱いについて > 令和5年6月29日からの大雨による災害

『災害復旧資金』等のお取扱いについて

令和5年6月29日からの大雨による災害

災害救助法適用日	対象地域	
令和5年6月30日	山口県	山口市、美祢市

[福祉貸付事業における災害復旧資金等について](#)

[医療貸付事業における災害復旧資金等について](#)

[福祉医療貸付事業における返済等のご相談について](#)

[退職手当共済制度の相談窓口について](#)

[承継年金住宅融資等債権管理回収業務における返済条件の緩和等について](#)

[年金担保債権管理回収業務・労災年金担保債権管理回収業務における返済条件の緩和等について](#)

※事業（業務）によって取扱期限が異なりますので、ご注意ください。

福祉貸付事業

医療貸付事業

経営サポート事業
リサーチ/セミナー/
コンサルティング

WAM助成
(社会福祉振興助成事業)

こどもの未来応援基
金

退職手当共済事業

心身障害者扶養保険
事業


WAM NET事業
(福祉保健医療情報サービ
ス事業)

承継年金住宅融資等
債権管理回収業務

年金担保債権管理回
収業務・労災年金担保
債権管理回収業務

旧優生保護法一時金
支払等業務


ハンセン病元患者家族
補償金支払等業務

福祉医療機構
各事業の基本 Q&A 

福祉・医療貸付のご融資を
ご利用中のみなさまへ

電子申請 

⇒ [ご利用ください](#)

WAM助成
e-ライブラリー
(電子図書館システム) 

社会福祉振興助成事業で実施した
過去の助成事業の概要や報告書な

令和5年7月3日
独立行政法人福祉医療機構

報道関係者 各位

令和5年6月29日からの大雨による被害にかかる 災害復旧資金等の相談窓口の設置について

独立行政法人福祉医療機構（WAM）では、このたびの令和5年6月29日からの大雨による被害を受けた地域のお客さまを対象とした相談窓口を設置し、災害復旧資金等の取り扱いを開始しました。

WAMは、地域の福祉医療基盤の整備、向上を目指す政策金融機関として、このたびの災害により被害を受けたお客さまのご融資やご返済に関する相談に、迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

災害復旧資金等の内容、対象地域については、機構ホームページ
[\(https://www.wam.go.jp/hp/recovery-tabid-351/\)](https://www.wam.go.jp/hp/recovery-tabid-351/)に掲載しております。

記

<福祉貸付事業・医療貸付事業をご利用のお客さま> (災害復旧資金のご融資、返済猶予についてのご相談)

【ご融資のご相談】大阪支店 福祉審査課 融資相談係
TEL06-6252-0216 Fax06-6252-0240
大阪支店 医療審査課 融資相談係
TEL06-6252-0219 Fax06-6252-0240

【ご返済のご相談】顧客業務部 顧客業務課
TEL03-3438-9939 Fax03-3438-0248

<退職手当共済事業をご利用のお客さま> (退職手当金の請求及び各種届出についてのご相談)

【退職手当金の請求に関する事】
共済部 退職給付課 TEL0570-050-294 Fax03-3438-9261
【各種届出に関する事】
共済部 退職共済課 TEL0570-050-294 Fax03-3438-0584


<年金担保債権管理回収業務・労災年金担保債権管理回収業務をご利用のお客さま> (返済条件の緩和についてのご相談)

年金業務部 年金担保管理課 TEL03-3438-0224 Fax03-3438-9962

<承継年金住宅融資等債権管理回収業務をご利用のお客さま> (返済条件の緩和についてのご相談)

年金業務部 年金業務課 TEL03-3438-3878 Fax03-3438-3881


福祉貸付事業
医療貸付事業
経営サポート事業 リサーチ/セミナー/ コンサルティング
WAM助成 (社会福祉振興助成事業)
こどもの未来応援基金
退職手当共済事業
心身障害者扶養保険事業
WAM NET事業 (福祉保健医療情報サービス事業)
承継年金住宅融資等 債権管理回収業務
年金担保債権管理回収業務・労災年金担保 債権管理回収業務
旧優生保護法一時金 支払等業務
ハンセン病元患者家族 補償金支払等業務

福祉医療機構
各事業の基本 Q&A 

福祉・医療貸付のご融資を
ご利用中のみなさまへ

電子申請 

⇒ **ご利用ください**

WAM助成
e-ライブラリー
(電子図書館システム) 

社会福祉振興助成事業で実施した
過去の助成事業の概要や報告書な

医療貸付事業

災害復旧資金等のお取扱いについて

災害の被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。
福祉医療機構では、被災された施設の復旧を支援するため、さまざまな優遇措置を実施しております。

なお、下記の皆さまは、各ページをご覧ください。

- ※ [令和4年9月17日から同月24日までの間の暴風雨及び豪雨により被災された皆さま](#)
- ※ [令和3年8月7日から同月23日までの間の暴風雨及び豪雨により被災された皆さま](#)
- ※ [令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨により被災された皆さま](#)
- ※ [令和元年10月11日から同月26日までの間の暴風雨及び豪雨により被災された皆さま](#)
- ※ [令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨により被災された皆さま](#)
- ※ [平成30年北海道胆振東部地震により被災された皆さま](#)
- ※ [平成28年熊本地震により被災された皆さま](#)
- ※ [東日本大震災により被災された皆さま](#)

第1. 災害復旧資金について

第2. 降灰防除資金について

第1. 災害復旧資金について

1. 災害復旧資金のご融資について

- [\(1\) 対象となる方と貸付金の種類](#)
- [\(2\) 災害復旧に係る新規のご融資の優遇内容](#)
- [\(3\) 新規のご融資についてのお問い合わせ先](#)

2. 既往のご融資についてのお問い合わせ先

3. 災害復旧資金のお取り扱い地域

1. 災害復旧資金のご融資について

(1) 対象となる方と貸付金の種類

① 対象となる方

- (イ) 施設等に直接被害を受けた方
- (ロ) 施設等に直接被害を受けなかったが、交通機関の途絶等により、一時的に取扱患者等が著しく減少したことにより運転資金に不足をきたした方

※市町村長等の発行する災害証明書が必要となります。

※現在の対象地域は「[3. 災害復旧資金のお取り扱い地域](#)」を参照してください。

② 貸付金の種類

どの成果物を検索して閲覧することができます。

甲種増改築資金、乙種増改築資金、機械購入資金、長期運転資金となります。

①の(□)の場合は、長期運転資金以外は通常貸付となります。

(2) 災害復旧に係る新規のご融資の優遇内容

① 融資率

災害復旧資金	通常
90%	70~80% ※

※病院の乙種増改築資金と助産所の通常分の融資率については、60%となります。

② 貸付限度額

各種資金は通常の貸付限度額の2倍の範囲内となります。

(イ) 甲種増改築資金・乙種増改築資金

対象施設	災害復旧資金	通常
病院	14億4,000万円	7億2,000万円
診療所(有床)	10億円	5億円
診療所(無床)	6億円	3億円
介護老人保健施設	14億4,000万円	7億2,000万円
介護医療院	24億円	12億円

※増改築資金には取壊し新築等建替え事業を含み、仮設建物の建設又は既設建物の補修等に要する資金も対象とします。

(□) 機械購入資金

対象施設	災害復旧資金	通常
病院	14億4,000万円	7億2,000万円
診療所(有床・無床)	5,000万円	2,500万円
介護老人保健施設	1億円	5,000万円
介護医療院	1億円	5,000万円

※病院の機械購入資金については1品5,000万円以上の高額医療機器に限ります。

(ハ) 長期運転資金

対象施設	災害復旧資金	通常
病院	3,000万円	-
診療所(有床・無床)	600万円	300万円
介護老人保健施設	2,000万円	1,000万円
介護医療院	2,000万円	1,000万円

③ 無担保貸付額

②の(イ)から(ハ)の貸付金額の合計額500万円を上限とする無担保のご融資が可能です。

④ 償還(据置)期間

機械購入資金、長期運転資金については最長6月延長できます。

(イ) 機械購入資金

	災害復旧資金	通常

償還期間 (うち据置期間)	病院の	最長10年6月	10年
	先進医療機器	(最長1年)	(6月)
	上記以外の 医療機器・備品	最長5年6月 (最長1年)	5年 (6月)

※病院の機械購入資金については1品5,000万円以上の高額医療機器に限ります。

(口) 長期運転資金

	災害復旧資金	通常
償還期間 (うち据置期間)	最長3年6月 (最長1年)	3年 (6月)

(参考) 増改築資金 (期間延長はありません)

		耐火構造	その他構造
償還期間 (うち据置期間)	病院	最長30年 (最長3年)	最長15年 (最長2年)
	診療所	最長20年 (最長1年)	最長15年 (最長1年)
	介護老健	最長30年 (最長3年)	最長15年 (最長2年)

⑤ 貸付利率

貸付利率は、契約締結時点の利率が適用されます。10年ごとに金利を見直す制度もあります。

貸付利率の詳細につきましては、償還期間等によって異なる場合がありますので、お問い合わせください。

※ 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に0.15%が上乗せされます。

※ 貸付利率は、金利情勢に合わせて見直しております。

⑥ 取扱期間

災害が発生した日から起算して6月目の月末までのお取扱いとなります。

(3) 新規のご融資についてのお問い合わせ先

東日本（北海道から三重県まで）に施設所在地があるお客さま

◆福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係

Tel: 03-3438-9937

Fax: 03-3438-0659

西日本（福井県から鹿児島県まで）に施設所在地があるお客さま

◆大阪支店 医療審査課 融資相談係

Tel: 06-6252-0219

Fax: 06-6252-0240

2. 既往のご融資（返済条件の緩和）についてのお問い合わせ先

被災地の貸付先であって直接被害を受け、又は直接被害を受けなかったが取扱患者の減少等により元金の償還が困難となった開設者の方については、被災時から6月を超えない範囲内の約定元金の償還猶予をはじめ、返済条件の緩和をご案内できる場合がございますのでご相談ください。

お問い合わせ先

◆顧客業務部「ご返済相談窓口」

Tel: 03-3438-9936

3. 災害復旧資金のお取り扱い地域（災害発生日より近い日付順で掲載（過去1年間））

令和5年6月29日からの大雨による災害

※取扱期間は、令和5年12月31日までとなります。

令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害

※取扱期間は、令和5年11月30日までとなります。

令和5年石川県能登地方を震源とする地震による災害

※取扱期間は、令和5年10月31日までとなります。

令和5年1月24日からの大雪による被害(令和5年)

※取扱期間は、令和5年7月31日までとなります。

令和4年山形県鶴岡市の土砂崩れによる被害(令和4年)

※取扱期間は、令和5年6月30日までとなります。

令和4年12月22日からの大雪による被害(令和4年)

※取扱期間は、令和5年6月30日までとなります。

令和4年12月17日からの大雪による被害(令和4年)

※取扱期間は、令和5年6月30日までとなります。

令和4年台風第15号に伴う被害(令和4年)

※取扱期間は、令和5年3月31日までとなります。

令和4年台風第14号に伴う被害(令和4年)

※取扱期間は、令和5年3月31日までとなります。

令和4年8月3日からの大雨による被害（令和4年）

※取扱期間は、令和5年2月28日までとなります。

第2. 降灰防除資金について

1. 貸付の対象及び資金使途

(1) 貸付けの対象

(2) 資金使途

2. 災害復旧に係る新規のご融資の優遇内容

(1) 貸付限度額

(2) 償還（据置）期間

(3) 貸付利率

3. 新規のご融資についてのお問い合わせ先

4. 既往のご融資についてのお問い合わせ先

5. 活動火山対策特別措置法に基づく降灰防除地域

1. 貸付の対象及び資金使途

(1) 貸付けの対象

活動火山対策特別措置法に基づき降灰防除地域に指定された市町村※に現に開設する医療関係施設等の開設者です。

(2) 資金使途

降灰による支障を防止し、又は、軽減するための設備（防じんのための窓に設けられる戸及び窓わく並びに空気調和設備）に必要な増改築資金となります。

※現在の対象地域は「[5. 活動火山対策特別措置法に基づく降灰防除地域](#)」を参照してください。

2. 災害復旧に係る新規のご融資の優遇内容

(1) 貸付限度額

1. 40床を超える病院

通常の貸付限度額に別枠6千万円 ※を加えた範囲内となります。

2. 上記1以外のもの

通常の貸付限度額に別枠4千万円 ※を加えた範囲内となります。

※通常の貸付限度額に加えて別枠を利用する借入申込については、降灰により施設運営に支障をきたしている事実についての都道府県知事の証明書が必要です。

(2) 償還（据置）期間

通常の貸付と同じです。

（参考）増改築資金（期間延長はありません）

		耐火構造	その他構造
償還期間 (うち据置期間)	病院	最長30年 (最長3年)	最長20年 (最長2年)
	診療所	最長20年 (最長1年)	最長15年 (最長1年)
	介護老健	最長30年 (最長3年)	最長20年 (最長2年)

(3) 貸付利率

通常の貸付と同じです。

3. 新規のご融資についてのお問い合わせ先

東日本（北海道から三重県まで）に施設所在地があるお客さま

◆福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係

Tel: 03-3438-9937

Fax: 03-3438-0659

西日本（福井県から鹿児島県まで）に施設所在地があるお客さま

◆大阪支店 医療審査課 融資相談係

Tel: 06-6252-0219

Fax: 06-6252-0240

4. 既往のご融資についてのお問い合わせ先

ご返済に関するご相談を個別に承ります。ご遠慮なくお問い合わせください。

お問い合わせ先

◆顧客業務部「ご返済相談窓口」

Tel: 03-3438-9936

5. 活動火山対策特別措置法に基づく降灰防除地域

霧島山（新燃岳）の噴火に伴う降灰（平成23年）

活動火山対策特別措置法適用日	対象地域	
平成23年2月25日	宮崎県	都城市、日南市、小林市、三股町、高原町

[ページのTOPに戻る](#)